平 成 24 年 度

群馬大学医学部医学科第２年次編入学

学 生 募 集 要 項

群　馬　大　学

学生受入方針（アドミッション・ポリシー）

医学部医学科

１．医学部医学科の理念・目的　―このような人材を育てます―

群馬大学医学部医学科は、医学教育と研究の拠点として活動し、多くの優れた医師、医学研究者、医学教育者、医療行政担当者等を世に送り出し、広く社会に貢献してきました。

医学科は、次のような医師、研究者、教育者、医療行政担当者の育成を目指しています。

⑴　高い倫理観をもち、患者中心の医療を実践し、医療チームのスタッフから信頼される医師

⑵　広い医学知識と高い臨床能力をもち、進歩する医学知識・医療技術を、生涯にわたり獲得し続けることのできる医師

⑶　高度な研究を推進し、その成果を社会に還元できる基礎医学・臨床医学・社会医学の研究者、教育者

⑷　広い視野をもち、医療政策の立案・実施に携わる医療行政担当者

２．医学部医学科の教育目標　―このような教育を行います―

⑴　生命の尊厳・人間性の尊重に基づく高い倫理観の確立

⑵　基礎医学から臨床医学にわたる基本的知識と科学的探究能力の修得

⑶　問題解決能力の向上と自己学習習慣の体得をはかり、医師、医学研究者、医学教育者、医療行政担当者としての基礎を築きます。

３．求める学生像　―このような人を求めています―

⑴　医師としての資質、特に医師としてふさわしい人格と倫理性、コミュニケーション能力、人間に対する豊かな感受性と奉仕の精神を備えている人

⑵　医学部の教育内容を理解するために必要な総合的基礎学力を十分に備えている人

⑶　医学研究、医学教育、医療行政、社会貢献活動を指向する人

⑷　地域医療に貢献することへの志と強い信念を持っている人

４．選抜方法　―このような選抜を行います―

社会構造の複雑化に伴って医師に対する社会的要請は多様化しています。本学は修学背景や価値観の異なる多様な人材を求め、以下の選抜を行います。

⑴　一　般　入　試（前期・後期）　高等学校卒業、又はそれと同等の資格を備えた者に広く門戸を開いています（一般枠と地域医療枠を設けています）。

⑵　推　薦　入　試　出身学校長の推薦に基づき、調査書類、学習成績、適性評価、小論文及び面接試験によって選抜しています（一般枠と地域医療枠を設けています）。

⑶　編 入 学 試 験　４年制以上の大学における２年以上の在学者（見込みの者を含む）で指定の単位を修得した者又は修得予定の者、４年制以上の大学の卒業者又はそれに準じる者に受験資格があり、小論文、面接等により選抜しています（一般枠と地域医療枠を設けています）。

目　　次

１．目的 …… １頁
２．募集人員 …… １頁
３．編入学の時期及び編入学年次について …… １頁
４．出願資格 …… １頁
５．出願区分 …… ２頁
６．出願期間 …… ５頁
７．出願手続 …… ５頁
８．障害を有する等の入学志願者との事前相談 …… ７頁
９．入学者選抜方法 …… ８頁
10. 合格者発表 …… ８頁
11. 入学料及び授業料 …… ８頁
12. 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予 …… ９頁
13. 入学手続 …… ９頁
14. 追加合格 …… 10頁
15. 入学前教育 …… 10頁
16. 入学志願者の個人情報保護について …… 10頁
17. 予防接種 …… 10頁
18. その他の注意事項 …… 10頁
〇交通案内 …… 11頁
〇第２年次編入学Ｑ＆Ａ …… 12頁
〇所定様式（出願書類等）

平成24年度群馬大学医学部医学科第２年次編入学学生募集要項

１．目　　的

明確な目的意識をもち、自然科学系の幅広い知識と論理的思考力を備えた、医学・医療を学ぶのに適した人材を選抜し、高い倫理観・使命感をもつ医師、医学教育者・研究者、医療行政担当者を育成します。

２．募集人員

15名（第２年次編入学募集人員15名には、地域医療枠２名以内を含みます。）

３．編入学の時期及び編入学年次について

平成24年４月に第２年次へ編入学します。

一般入学した学生の第２年次のカリキュラムに基づき、まず基礎的な生命科学の教育を行います。その後、専門的な基礎医学教育（解剖学、生理学など）が始まります。

４．出願資格

出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

ただし、医学部医学科（外国の医学校を含む）を卒業した者又は平成24年３月までに卒業見込みの者を除きます。

⑴　修業年限４年以上の大学において、平成24年３月までに、２年以上在学し、かつ、下記科目の単位を修得した者又は修得見込みの者

⑵　修業年限４年以上の大学を卒業した者又は平成24年３月までに卒業見込みの者

⑶　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者又は平成24年３月までに授与される見込みの者

⑷　大学院修士課程又は博士課程を修了した者又は平成24年３月までに修了見込みの者

〔出願資格⑴の規定により出願しようとする者のみ該当〕

○修得を必要とする科目及び単位数：一般教育科目等37単位以上
ただし、一般教育科目等のうち、数学、物理学、化学、生物学に相当する科目について合計が18単位以上（その中に、「物理学実験」、「化学実験」、「生物学実験」に相当する実験科目が合計２単位以上含まれること）。

上記科目については、授業科目区分が異なっていても、それらに相当する授業科目の単位を修得していれば構いません。不明の場合は、成績証明書及び修得科目の内容のわかる資料（シラバス等）を付けて文書で照会してください。特に外国の大学の在学者・出身者は、必ず成績証明書、修得科目の内容、総授業時間数等の資料を付して照会し、出願資格の確認を行ってください。

出願前照会期間　平成23年８月２日（火）まで

５．出願区分

下記出願区分のいずれで出願しても合格者の判定は同一の基準により実施します。

①一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

②地域医療枠

群馬県での将来の医療を担うという強い意思を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。

合格者判定の結果、成績が募集人員内（15名）にあると判定され、成績順に決められる修学資金貸与予定者（２名以内）よりも下位である場合は、一般枠として合格となります。

・群馬県の修学資金貸与制度の概要は下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について」を参照してください。
・地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
・地域医療枠合格者は、卒業後８年４ヶ月間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について

1　対　象

第２年次編入学試験の地域医療枠合格者（２名以内）

2　貸与期間

５年間

3　修学資金貸与額

月額　150,000円

※総額9,282千円（初年度は入学料相当額が加算されて貸与されます。）

4　貸与条件

群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院において、８年４ヶ月間、卒後臨床研修及び診療業務に従事すること。

なお、貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。

5　返還

卒業後、県内の特定病院において、貸与期間の３分の５に相当する期間（８年４ヶ月間＝従事必要期間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年10％の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

・卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
・卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

・県内の特定病院で、８年４ヶ月間、卒後臨床研修及び診療業務に従事できなかった場合（ただし、在職期間に応じて、返還が一部免除になります。）

6　貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人２名が必要です。

※詳細は別途案内します。

なお、修学資金の支払は、年度毎に１年分一括して行う予定です。

《制度の特色》

※群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

①対象者を県内出身者に限定していないこと。

②卒業後に従事する特定の病院は、被貸与者が選択することができること。

③卒業後８年４ヶ月間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。

ⅰ）疾病・災害等やむを得ない理由により従事できない期間

ⅱ）産休・育児休業の期間

ⅲ）大学院（医学を履修する課程に限る）に在学する期間や海外留学などの医学研修期間 → ５年まで可

ⅳ）後期研修の一環として下記病院以外の病院に勤務する期間など → ３年まで可

《特定病院について》

※「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも、群馬大学医学部を卒業した医師が、通常勤務することが多い、公立・公的病院や臨床研修病院などです。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、財団法人老年病研究所附属病院、社会保険群馬中央総合病院、群馬県済生会前橋病院、前橋協立病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構西群馬病院、渋川総合病院、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、社団法人伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、富士重工業健康保険組合総合太田病院、館林厚生病院

以上のほか、協力型臨床研修病院も対象となります。

《修学資金貸与制度に関する問い合せ先》

群馬県庁 医務課 医師確保対策室　　電話：027－226－2540（直通）

地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

1）後期研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士（医学）の学位を取得することもできる。

医学部（5年間）修学資金の貸与	初期研修	後期研修
	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院での研修	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。この期間中の4年間、群馬大学大学院医学系研究科に社会人入試で入学し、研究論文をまとめ博士（医学）の学位を取得することもできる。

8年4ヶ月間

2）大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士（医学）の学位を取得する。大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。

医学部（5年間）修学資金の貸与	初期研修	大学院医学系研究科	後期研修
	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院での研修	博士課程一般入試で入学して先端研究に従事し、博士（医学）の学位を取得する。〔中断期間〕	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、臨床研究を進めたり、専門医取得の研修などを行う。

中断期間を除く8年4ヶ月間

3）県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。

医学部（5年間）修学資金の貸与	初期研修	後期研修	県外研修	
	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院での研修	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。	県外の病院での臨床技術の習得や海外留学。〔中断期間〕	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、県外で得られた技術を活用したり、専門医取得の研修などを行う。

中断期間を除く8年4ヶ月間

4）産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。

医学部（5年間）修学資金の貸与	初期研修	後期研修	産休・育休	後期研修
	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院での研修	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。	〔中断期間〕	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務する。複数の専門医取得の研修も可能。

中断期間を除く8年4ヶ月間

（注）上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いでご不明な点は群馬県ホームページ（http://www.pref.gunma.jp/）をご覧になるか、群馬県庁医務課医師確保対策室（027－226－2540）へお問合せください。

6．出願期間

平成23年８月10日（水）～平成23年８月16日（火）

出願期間を過ぎて到着した場合は、受理しません。ただし、期限後に本学に到着した出願書類のうち、８月16日（火）までの消印のある書留速達郵便は受理します。

7．出願手続

⑴　出願書類の提出は、郵送に限ります。**（持参不可）**

⑵　入学志願者は、次の書類を本学所定の封筒を用いて必ず書留速達郵便により郵送してください。

【出願書類等送付先】

〒371-8511　前橋市昭和町三丁目39番22号
群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係

出願書類等

提出書類等		摘　　要
1	出願書類確認票	提出書類が全てそろっているか確認してから記入し、提出書類と併せて送付してください（忘れたり、故意に不提出とすることのないように注意してください）。
2	入学願書	**様式１**の用紙を使用してください。
3	履歴書	**様式２**の用紙を使用してください。所定の欄に写真を貼付し、学歴・経歴に関しては**空白期間のないよう**記入してください。
4	自己紹介と抱負	『多様化する社会のニーズに対応するために、これまでの学業や経歴をどのように活かし、どのような医学・医療従事者をめざすのか』について、**様式３**の用紙を使用し以下２点に分けて記述してください。 １．これまでの学業や経歴で得たものについて ２．今後の抱負について それぞれ、特に強調したい学業や経歴などを中心に概要を記して自己をアピールしてください。この文自体は第１次試験の採点対象ではありませんが、第２次試験において適性の判断や面接試験の材料にします。
5	志願理由書	**様式４**の用紙を使用してください。（「地域医療枠」で出願する志願者のみ）
6	推薦書	**様式５**の用紙を使用し、入学志願者に関する問い合わせが可能なクラス担任教員（高校、大学等）、卒業研究指導教員、学位論文指導教員又はこれに準じる者（教員であることが望ましい）が作成したもの１通を提出してください。 ただし、卒業後かなりの期間を経過した者については、現在の職場の上司又はこの試験の目的に適性を有する人材として責任をもって推薦できる者（配偶者及び三親等以内の近親者を除く）も可とします。 推薦文は、原則として日本語又は英語で作成してください。英語以外の外国語の場合は、英訳又は和訳を添付してください（この場合、本人又は翻訳業者等が作成したものでも構いません）。 なお、推薦者に推薦内容について問い合わせることがあります。

提出書類等		摘　　要
7	成績証明書、 履修中科目の証明書等	・出身（在学）大学の一般教育科目等を含む成績証明書（修得単位数が明示されているもの）を提出してください。 ・複数の大学(短期大学を含む)に在籍した者（退学者）及び卒業者はすべての大学の成績証明書を提出してください。 ・大学院に関するものは不要です。 ・第１頁の４．出願資格⑴に該当する者は在学証明書を提出してください。 ・出願資格⑴に該当する者で出願時に指定の単位を修得していない者は、履修中の科目及び単位数の明記された証明書又は履修登録票等を併せて提出してください。 ・発行日が､平成23年４月１日以降のものを提出してください。 ・英語以外の外国語の場合は、英訳又は和訳を添付してください（この場合、本人又は翻訳業者等が作成したものでも構いません)。
8	卒業（見込）証明書等	・出願資格⑵に該当する者は出身大学等の卒業（見込）証明書を提出してください。 ・出願資格⑶に該当する者は、学士の学位授与（見込）証明書を提出してください。 ・出願資格⑷に該当する者は、大学等の卒業証明書と併せて、出身大学院の修了（見込）証明書を提出してください。 ・発行日が､平成23年４月１日以降のものを提出してください。 ・英語以外の外国語の場合は、英訳又は和訳を添付してください（この場合、本人又は翻訳業者等が作成したものでも構いません)。
9	検定料	**30,000円** 必ず本要項に綴じ込みの**様式６**「検定料振込用紙」を使用し、最寄りの銀行の窓口から電信扱いで振り込んでください（郵便局からは振り込めません)。 その後、「振込金受付証明書」に金融機関出納印が押してあることを確認し、**様式７**「振込金受付証明書貼付台紙」に貼付して出願書類に同封してください。 **振込取扱期間：平成23年８月２日(火)～平成23年８月16日(火)15時まで** ※　振込金受取書は本人の控えとして、大切に保管しておいてください。 ※　金融機関出納印の無いもの、金額を訂正したもの及び鉛筆書きのものは無効になります。 また、ＡＴＭ（現金自動預払機)、携帯電話、パソコン等からは、振り込まないでください。 なお､振込手続料は振込人の負担となりますので､留意ください。 既納の検定料は原則として返還しませんが、下記の場合は所定の手続きにより返還します。 ア．出願書類等を提出したが、受理されなかった場合 イ．検定料を振り込み後、本学に出願しなかった場合 ウ．検定料を誤って二重に振り込んだ場合又は所定の金額より多く振り込んだ場合 返還にあたっては便せん等を用い次のア～エを明記した検定料返還連絡票を作成して昭和地区事務部学務課入学試験係へ速やかに郵送してください。 後日、群馬大学から検定料返還請求書類を送付します。 群馬大学医学部医学科第２年次編入学試験検定料返還連絡票 ア　返還申出の理由 イ　氏名（フリガナ） ウ　郵便番号、現住所 エ　連絡電話番号 返還連絡票送付先 〒371-8511　前橋市昭和町三丁目39番22号 群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係 返還手続きの際に、「振込金受取書」が必要となります。 申し出のない場合や返還請求書類の提出がない場合は、返還できないことがあります。 返還される金額は、振込手数料を差し引いた金額となります。

提出書類等		摘　　要
10	照合票・受験票	**様式８・９**を使用してください。所定の欄に写真を貼付し、「※」欄以外は全て記入してください。
11	あて名票	**様式10**の用紙を使用し、「※」欄以外は全て記入してください。
12	受験票等送付用封筒	本要項に綴じ込みの封筒に、送付先明記の上、350円切手を貼付してください。

（注意）
① 必ず本要項に綴じ込みの様式を使用してください。
② 上記１～12以外の書類を提出しても受理しません。
③ 各証明書の氏名が旧姓の場合は、変更内容を確認できる公的証明書を提出してください。
④ 出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあります。
⑤ 出願書類等受理後は記入事項の変更を認めません。
⑥ 受理された出願書類等は、いかなる理由があっても返還しません。
⑦ 入学願書及び出願書類等に虚偽の記載をした場合、記載すべき事項を記載しなかった場合、又は提出すべき書類を提出しなかったことが判明した場合は、入学決定後でも入学許可を取り消すことがあります。

⑶ 受験票等の送付

出願書類を受理し、事務処理終了後、受験票等を志願者あてに送付しますが、９月５日㈪までに届かなかった場合は、昭和地区事務部学務課入学試験係〔TEL：(027)220-8910〕へ照会してください。

８．障害を有する等の入学志願者との事前相談

本学では、障害等のある学生への修学支援を行っております。障害等があり、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、出願に先立ち、あらかじめ本学部に相談してください。

⑴ 相談の時期

平成23年８月２日(火)までとしますが、できるだけ早い時期に相談してください。

⑵ 相談の方法

相談書（様式は任意とし、健康診断書等の必要書類を添付）を提出することとし、必要な場合は、本学部において入学志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。

⑶ 連絡先

群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係〔TEL：(027)220-8910〕

9．入学者選抜方法

入学者の選抜は、出願者が提出した出願書類等、小論文（英語及び自然科学の能力を問うことがあります）、及び面接試験の成績を総合して判定します。

⑴　第１次試験　　※受付開始時刻…12：00

試　験　期　日	試験科目	試験時間	試　験　場
平成23年９月11日（日）	小論文Ⅰ	13：00 ～ 14：30	群馬大学昭和キャンパス
	小論文Ⅱ	15：30～ 17：00	

※１　筆記用具として、ＨＢの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
※２　試験当日やむを得ない事情により遅刻した者については、試験開始後30分までは受験を認めます。ただし、試験時間は延長しません。
※３　小論文Ⅰ及び小論文Ⅱの試験結果を総合して判定し、募集人員の約４倍を第１次試験の合格者とします。

⑵　第２次試験

第１次試験合格者に対して、下記のとおり面接試験等を行います。

ア　試験期日

平成23年10月９日（日）

日程等の詳細は、第１次試験合格者に通知します。

イ　試験内容

面接試験等を課します。

※　試験当日やむを得ない事情により遅刻した者については、試験開始後30分までは受験を認めます。試験開始時刻（集合時刻）は、第１次試験の合格通知書に同封してお知らせします。

10．合格者発表

第１次試験合格者発表　　平成23年９月26日（月）
第２次試験合格者発表　　平成23年10月26日（水）　｝ 10時

第１次及び第２次試験の合格者発表は、群馬大学医学部ホームページ（URL：http：//www.med.gunma-u.ac.jp/）に合格者の受験番号の掲載を行うとともに、合格者本人に合格通知書を郵送します。ただし、**合格者のうち平成24年３月31日（土）までに第１頁の４．出願資格のいずれにも該当しなかった場合は合格を取り消します。**なお、第２次試験の合格者に対しては、入学手続書類等を郵送します。電話による合否についての照会は、間違いの恐れがあるので一切応じません。

11．入学料及び授業料

⑴　入学料　282,000円
⑵　授業料　前期分　267,900円（年額 535,800円）

（注意）

①　入学料及び授業料について、入学時及び在学中に改定が行われた場合は、改定時から新入学料及び新授業料を適用します。
②　納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

③　入学手続完了者が、平成24年３月31日(土)までに入学を辞退した場合は、納入した者の申し出により、所定の手続きの上、授業料相当額を返還します。

④　授業料の納入については、希望により前期分の納入の際に、後期分も併せて納入することができます。

12. 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予

特別な事情により学費の納入が著しく困難であると認められた者に対して、入学料及び授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また、所定の納期までに入学料及び授業料の納入が困難であると認められた者に対して、入学料及び授業料の徴収を一定期間猶予することがあります。

申請を希望する者は、群馬大学ホームページ（URL：http：//www.gunma-u.ac.jp/）の「受験生のみなさまへ」をご覧になるか、群馬大学昭和地区事務部学務課学事・学生支援係〔TEL：(027)220-7796〕までお問い合わせください。

13. 入学手続

合格者は、「合格通知書」とともに同封する「入学手続案内」をよく読んで、⑴入学手続に必要なものを取りそろえ、⑵入学手続期間内に、⑶所定の場所まで「郵送」又は「持参」してください（詳細は第２次試験合格者に通知します）。

⑴　入学手続に必要なもの

①　入学料

②　授業料

（注意）入学料及び授業料の納入方法等は、別途連絡します。

③　「入学手続案内」で指示するもの

⑵　入学手続期間

①　郵送の場合：平成23年11月９日（水）までに大学へ必着

②　持参の場合：平成23年11月９日（水）13時から17時まで（時間厳守）

（注意）郵送・持参のいずれの場合も、上記までに入学手続が完了しない場合は、入学辞退者として扱いますので、郵送期間を十分考慮して早めに送付してください。なお、特別な事情がある場合については昭和地区事務部学務課入学試験係〔TEL：(027)220-8910〕へ連絡してください。

⑶　入学手続場所等

①　郵送の場合の送付先：

群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係

〒371-8511　前橋市昭和町三丁目39番22号

②　持参の場合の手続場所：

群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係（共用施設棟３階）

⑷　第２次試験合格者のうち**大学卒業見込又は大学院修了見込若しくは学士の学位を授与される見込である者は、平成24年３月30日（金）までに卒業証明書又は修了証明書若しくは学士の学位授与証明書を提出してください**。また、**平成24年３月までに修業年限４年以上の大学において、２年以上在学（見込みを含む）である者については、退学後速やかに退学証明書及び指定の単位を取得した証明書等を提出してください。**

14. 追加合格

平成23年11月９日(水)に入学手続を完了した者が募集人員に満たない場合は、追加合格により欠員を補充します。追加合格該当者には、平成23年11月10日(木)10時から電話により入学願書に記載された連絡先へ通知します。不合格となった場合でも、自宅待機するなど必ず連絡のとれる状態にしてください。

15. 入学前教育

入学手続者の中で希望する者に対しては、入学前に学習しておくことが望ましい内容等について、相談に応じ、アドバイス等を行います。詳細は、群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係〔TEL：(027)220-8910〕までお問い合わせください。

16. 入学志願者の個人情報保護について

群馬大学では、提出された出願書類により志願者の個人情報及び入学試験の実施により受験者の個人情報を取得しますが、これらの個人情報については、下記の目的以外には利用いたしません。

(1) 入学手続に関する業務（統計処理などの付随する業務を含む）
(2) 入学手続完了者にあっては、入学者データとして入学後の修学指導業務、学生支援業務及び授業料徴収業務

なお、本学は出願書類記載事項のコンピューター登録業務を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者に委託することがあります。

17. 予防接種

医学部医学科学生は、入学後、患者及び本人の感染防止のため、風疹・麻疹・流行性耳下腺炎・水痘・Ｂ型肝炎・結核等の抗体確認検査を実施し、陰性の項目については該当ワクチンを接種します。(検査及びワクチン接種費用は自費)

18. その他の注意事項

(1) 試験の実施に関して不測の事態が生じた場合は、本学医学部ホームページ及び本学モバイルサイトに掲載しますので、ご確認ください。
HPアドレス：[http://www.med.gunma-u.ac.jp/]
モバイルサイトアドレス：[http://www.gunma-u.ac.jp/m/]
（右のバーコードから携帯電話により群馬大学モバイルサイトにアクセスすることができます。）
(2) 受験のための宿泊施設等の斡旋は行いません。
(3) 第１次試験問題は試験終了後、公表します。
(4) 試験場への自動車の乗り入れは禁止します。

本試験に関する照会先
〒371-8511
前橋市昭和町三丁目39番22号
群馬大学昭和地区事務部学務課入学試験係
TEL：(027)220-8910　FAX：(027)220-7798

交 通 案 内

〈昭和キャンパス〉

乗車場所		バス行き先案内表示	下車停留所	所要時間	備　考
ＪＲ両毛線前橋駅北口	２番乗り場	・群大病院行、群大病院経由南橘団地行	群大病院	約15分	関越交通バス
		・渋川駅行 （群馬大学荒牧経由含む） ・渋川市内循環渋川駅行 （群馬大学荒牧経由、渋川温泉経由含む） ・小児医療センター行 （群馬大学荒牧経由含む）	群大病院入口	約13分徒歩６分	関越交通バス
ＪＲ両毛線・上越線新前橋駅東口		・総合スポーツセンター行 （群大病院経由、群馬大学荒牧止含む）	群大病院入口	約20分徒歩６分	関越交通バス
			群大病院	約25分	
ＪＲ上越線渋川駅前		・前橋駅行 （渋川温泉経由、群馬大学荒牧経由含む）	群大病院入口	約30分徒歩６分	関越交通バス

※　試験場への自動車の乗り入れは禁止します。

※　バスの案内等は平成23年４月時点のものです。公共交通機関の運行状況は必ず最新の情報を確認し、集合時刻までに到着できるよう十分に余裕を持って検査場へお越しください。

昭和キャンパス配置図

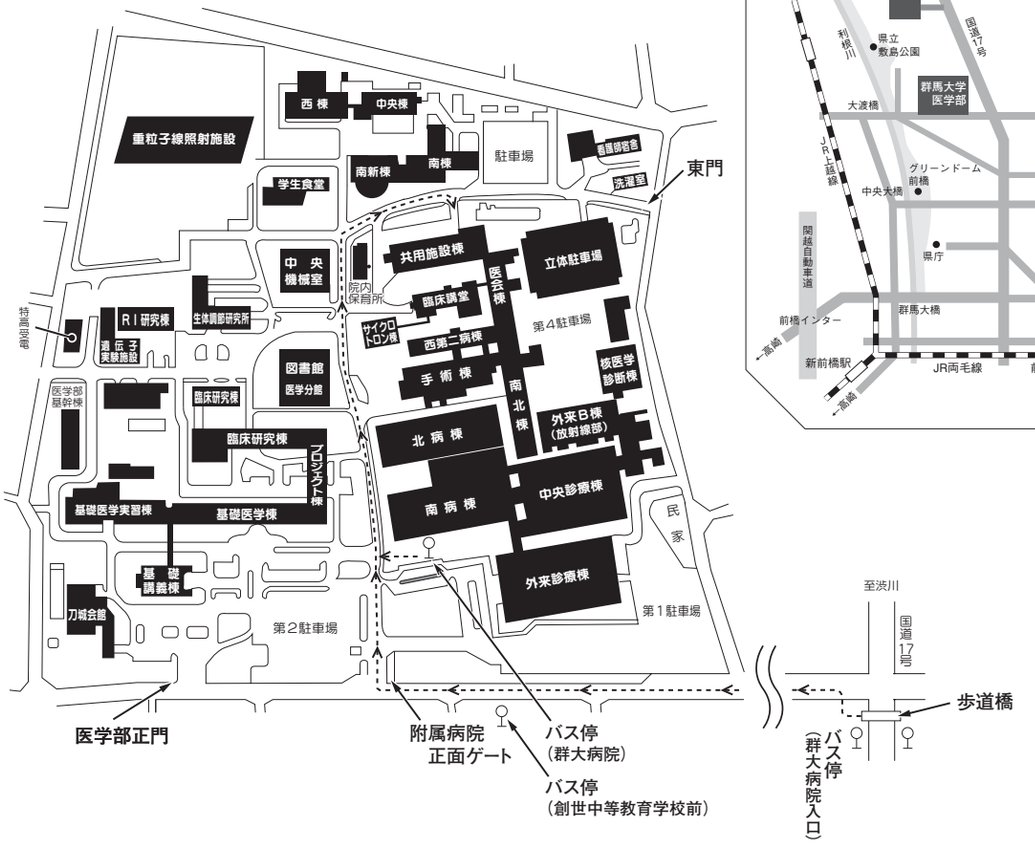

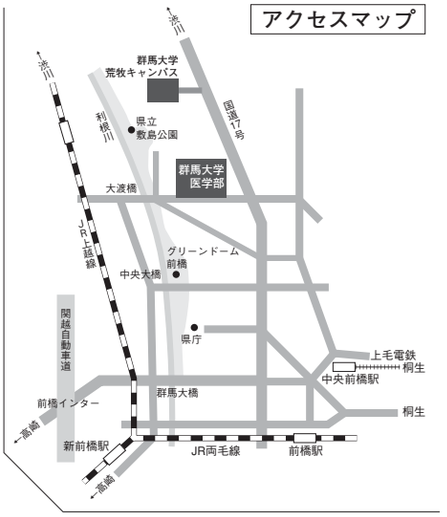

群馬大学医学部医学科

第２年次編入学Ｑ＆Ａ

◆出願資格について

Ｑ：外国や文系の大学に在学中ですが、出願資格はありますか？

Ａ：修業年限４年以上の大学において、平成24年３月までに、２年以上在学し、かつ、第１頁に記載されている「修得を必要とする科目及び単位数」を満たしていれば、出願資格を認めます。また、修得見込みの者にも出願資格を認めます。

Ｑ：外国の大学を卒業しましたが、出願資格はありますか？

Ａ：バチェラー（外国における学士相当学位のこと）の学位があれば、出願資格を認めます。
なお、３年間でバチェラーの学位をとっていても、同様です。

Ｑ：文系の大学を卒業しましたが、出願資格はありますか？

Ａ：卒業した大学やその学部が理系か文系かを問わず出願資格を認めます。この場合は第１頁に記載されている「修得を必要とする科目及び単位数」を満たしている必要はありません。

Ｑ：「飛び級」で大学院に進学し、現在修士課程の１年目ですが出願資格はありますか？

Ａ：学士の学位はないこととなりますが、修業年限４年以上の大学において、２年以上在学し、かつ、第１頁「修得を必要とする科目及び単位数」を満たしていれば、出願資格を認めます。

Ｑ：「飛び級」で大学から大学院に進学し、修士課程を修了（見込みを含む）しました。その為、学士の学位はありませんが、出願資格はありますか？

Ａ：飛び級編入学者であっても、修士課程を修了（見込みを含む）すれば、学士の学位を有する者と同等以上であると認められますので、出願資格があります。

Ｑ：私は35歳の会社員ですが、第２年次編入学には年齢制限はありますか？
また、大学を卒業して10年余りになりますが、医学部での勉強について行けるでしょうか？

Ａ：この第２年次編入学制度には、原則として年齢制限は設けておりません。
しかし、志願するにあたっては、以下のような点を考慮して判断してください。

1　医師としてふさわしい知識を身につけるには、かなりハードな勉学が要求されることは仕方がありません。最も大切なことは、年齢ではなく、“やる気”ですが、それは体力と知力（特に記憶力）に裏付けられている必要があります。
2　医学部を卒業して医師国家試験に合格しても、すぐに一人前の医師として活躍するわけにはいきません。２年間の研修を含めて、最低でも10年程度の経験が必要です。

Ｑ：出願資格に「医学部医学科（外国の医学校を含む）を卒業した者又は卒業見込みの者を除く」となっていますが、外国の医科大学の卒業者（卒業見込みの者）は、なぜ出願できないのですか？

Ａ：日本の学校教育と学校制度の相違がありますが、医学部医学科を卒業したもの（卒業見込みの者）と見なします。

また、外国の医師免許を持っている者も、厚生労働省の認定試験に合格すれば日本の医師免許を取得することが可能なので、本学で重ねて医学教育を受ける必要はありません。

◆出願書類について

Q：出願書類は、パソコン等で作成してもよいですか？

A：出願書類のうち、「履歴書」・「自己紹介と抱負」についてはパソコン等で作成したものでも構いません。ただし、パソコン等で作成した文章を所定の様式の該当欄に糊付けするなど、必ず所定の様式を使用し記載箇所がずれないようにしてください。また、**本人署名欄は自筆**で記入してください（推薦書については他のＱ＆Ａをご確認ください）。

Q：推薦者が外国の大学の教員ですが、推薦文は外国語でもよいですか？

A：英語であれば構いません。英語以外の外国語の場合は英訳又は日本語訳を添付してください。なお、日本語、英語に訳すのは、本人又は翻訳業者が作成したものどちらでも構いません。

Q：推薦者が要項指定の様式でない様式で推薦文を書いてしまいましたが、構いませんか？

A：要項指定の様式（様式５）に、別葉に推薦書を記入した旨を明記し、あわせて提出してください。

Q：推薦書は手書きでなければなりませんか？

A：パソコン等で作成したものでも構いません。なお、**推薦者氏名は、必ず推薦者本人の自筆によるもの**が必要です。

Q：『自己紹介と抱負』（様式３）及び第１次試験（小論文形式）等を英語で提出及び受験したいのですが？

A：日本語で医学教育を受ける能力があるかを判定しますので、日本語で提出及び受験してください。

◆地域医療枠について

Q：「地域医療枠」に出願できるのは、群馬県内の大学に在学中、または群馬県内の高校や大学の出身者に限定されるのでしょうか？

A：群馬県内出身者に限定していません。
群馬県での将来の医療を担うという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合には、県内県外出身者に関わらず出願できます。

Q：地域医療枠合格者は、卒業後、群馬県内の特定病院に勤務すると修学資金の返還が免除されるとのことですが、「群馬県内の特定病院」とは具体的にどのような病院でしょうか？

A：群馬大学医学部附属病院をはじめ、群馬県立心臓血管センター、群馬県立精神医療センター、群馬県立がんセンターなど、**群馬県内の基幹病院**が予定されています。卒業後、初期研修を含めて群馬県内の特定病院に８年４ヶ月間勤務することで修学資金の返還が全額免除されます。学生募集要項の出願区分及び「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について」のところを参考にしてください。